

公 示 書

下記のとおり公募に付する。

記

1. 公募に付する事項

釧路地方合同庁舎の一部の有償による使用許可を受けて、
釧路地方合同庁舎内における「食堂・喫茶・売店・自動販売機」の設置及び経營業務
…… 1 者

2. 公募に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 良質な商品、優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること。
- (2) 予算決算及び会計令第 70 条(昭和 22 年勅令第 165 号)の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、業務を履行するために必要な同意を得ている者は、同条中の、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (4) 経営の状況、信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。
- (5) 国税及び地方税を完納していること。
- (6) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではないこと。
- (7) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (11) 暴力団又は暴力団員及び(7)から(10)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- (12) 下記 3 の公募説明会に参加した者であること。

3. 公募説明会

日 時：令和 7 年 1 2 月 5 日(金) 1 3 時 3 0 分から

場 所：釧路市幸町 1 0 丁目 3 番地 釧路地方合同庁舎 9 階 釧路財務事務所会議室

内 容：申請書様式の配付及び施設・業務の概要に関する事項

参 加 者：各 1 ～ 2 名

厨房見学：厨房の見学を希望する者は、白衣、帽子、マスク、靴カバーを持参すること。

4. 申請書の受付

日時：持参 令和7年12月15日（月）17時15分まで
なお、受付時間は、平日の8時30分から12時及び13時から17時15分とする。

郵送 令和7年12月15日（月）17時15分までに必着
なお、簡易書留郵便とすること。

場所：札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎11階
北海道財務局 総務部 会計課 電話 011-709-2311（内線 4262 担当：牧野）

釧路市幸町10丁目3番地 釧路地方合同庁舎 9階
釧路財務事務所 総務課 合同庁舎管理係 電話 0154-32-0701（内線 2000 担当：三崎）

5. 申請書等の無効

本公告に示した公募に参加する者に必要な資格のない者の申請書等は、無効とする。

以上、公示する。

令和7年11月21日

北海道財務局長 秋田 能行